

未来につなげる「住まいの輪」促進事業補助金交付要綱

平成30年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東神楽町内にある既存住宅を良質な住宅ストックにすることで今後想定される空き家への対策や新たな住民となる移住希望者への対応を図るとともに、子育て世帯、高齢者世帯にやさしい住まいづくりを推進し、将来推計人口を維持するために、予算の範囲内で交付する未来につなげる「住まいの輪」促進事業（以下「補助事業」という。）について、東神楽町補助金等交付規則（昭和53年規則第9条、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 既存住宅 第12条の規定による申込みをするときに東神楽町に現存する戸建て、長屋及び併用住宅（店舗併用住宅で店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものを含む）をいう。
- (2) 耐震性を満たさない住宅 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、長屋、併用住宅（店舗併用住宅で店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものを含む。）及び共同住宅で耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたものをいう。
- (3) 中古住宅 既存住宅で東神楽町不動産物件流動促進事業要綱第5条に基づく登録物件情報を縦覧に供するとともに、ホームページ等に掲載している住宅をいう。
- (4) 耐震診断 次の一に該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
 - ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日付け国土交通省告示184号別添）」第一に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断
 - イ 国土交通省が上記アの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法（「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について（平成17年7月5日住指第902号）」）による耐震診断
 - ウ 上記ア及びイに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (5) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された耐震性を満たさない住宅の耐震改修工事で、その内容が耐震関係規定又は、地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- (6) 子育て世帯 中学生以下の子どもがいる世帯（出生前で母子手帳の交付を受けている場合を含む。）をいう。

- (7) きた住まいるメンバー きた住まいる制度要綱第2(1)で定める要件を満たし、登録された事業者をいう。
- (8) きた住まいるサポートシステム きた住まいる制度要綱第2(4)で定める住宅の建築及び維持保全に関する記録の保管等を行う機能を有するものとして、北海道が作成したシステムをいう。
- (9) 着手前 第4条第1項から第5項は着工前とし、同条第6項は売買契約締結前をいう。

(補助事業対象者)

第3条 補助事業の対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 東神楽町内にある住宅に居住している又は住宅を取得後、居住することが明らかかな者
- (2) 東神楽町の収納事務に係る滞納がない者
- (3) 他の補助事業等において重複して補助金等の受給をしていないこと

(補助事業の対象)

第4条 補助事業の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 省エネルギー化工事
- (2) バリアフリー化工事
- (3) 耐震改修工事
- (4) 登録住宅建替支援事業
- (5) 住宅建替支援事業
- (6) 中古住宅の円滑な流通支援事業

2 前項各号の事業については、建築基準法その他関係法令に明らかな違反がないこと。

3 町長は、特段の事情への配慮が必要と認められる場合は、補助事業の対象に係る要件の一部を免ずることができる。

(省エネルギー化工事)

第5条 省エネルギー化工事としての補助事業の対象は、既存住宅において、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)(以下「表示基準」)別表2-1に規定する5-1断熱等性能等級に定められている断熱等性能等級3以上に該当する工事
- (2) 表示基準別表2-1に規定する1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)及び1-2耐震等級(構造躯体の損傷防止)に定められている耐震性能等級1相当に該当する工事

2 省エネルギー化工事の補助事業対象経費は、前項各号の工事のみに係る経費とする。

(バリアフリー化工事)

第6条 バリアフリー化工事としての補助事業の対象は、既存住宅において次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 表示基準別表2-1に規定する9-1高齢者等配慮対策等級(専用部分)及び9-2高齢者等配慮対策等級(共用部分)に定められている高齢者等配慮対策等級3以上に該当する工事

(2) 補助対象経費が20万円以上の工事

2 バリアフリー化工事の補助事業対象経費は、前項各号の工事のみに係る経費とする。

(耐震改修工事)

第7条 耐震改修工事としての補助事業の対象は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 耐震改修工事としての補助事業の対象は、自ら居住の用に供している耐震性を満たさない住宅の耐震改修工事又は耐震性能を満たさない住宅の建替えに伴う解体工事とする。

(2) 耐震改修工事又は、解体工事を行おうとする者が、自ら居住の用に供している耐震性を満たさない住宅で、「建築物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)」による区分所有者の住宅にあつては、耐震改修工事等について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。

(3) 耐震性を満たさない住宅で、共同住宅にあつては、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

ア 北海道建築士事務所協会に設置されている「建築物耐震診断評定委員会」において耐震診断結果が確認されていること。

イ 財団法人北海道建築指導センターに設置されている「建築物耐震診断評定委員会」において評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第8条第3項に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けて耐震化を行うもの又は建築基準法(昭和52年法律第201号)第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定を受けて耐震改修を行うもの。

2 耐震改修工事の補助事業対象経費は、前項第1号の工事のみに係る経費とする。

(登録住宅建替支援事業)

第8条 登録住宅建替支援事業としての補助事業の対象は、補助を受けようとする者が自ら居住の用に供する住宅(自ら居住の用に供するため取得する住宅を含む)をきた住まいるサポートシステムに登録する住宅に建替える工事とする。

2 登録住宅建替支援事業の補助事業対象経費は、前項の工事のみに係る経費とする

(住宅建替支援事業)

第9条 住宅建替支援事業としての補助事業の対象は、補助を受けようとする者が自ら居住の用に供する住宅(自ら居住の用に供するため取得する住宅を含む)を建替える工事とする。

2 住宅建替支援事業の補助対象経費は前項の工事のみに係る経費とする。

(中古住宅の円滑な流通支援事業)

第10条 中古住宅の円滑な流通支援事業としての補助事業の対象は、次の要件を満たすものとする。

(1) 買主は、自ら居住の用に供する住宅を購入する場合

(2) 宅地建物取引業者以外の者

(補助金額等)

第11条 省エネルギー化工事に係る補助金額は次に掲げるものとする。

(1) 第5条第2項に規定する省エネルギー化工事の補助事業対象経費の30パーセント

(2) 補助金額が150万円を超える場合は150万円

2 バリアフリー化工事に係る補助金額は次に掲げるものとする。

(1) 第6条第2項のバリアフリー化工事の補助事業対象経費の30パーセント

(2) 補助金額が10万円を超える場合は10万円

3 耐震改修工事に係る補助金額は次に掲げるものとする。

(1) 第7条第2項の耐震改修工事に規定する補助事業対象経費が20万円未満の場合は当該経費の額

(2) 第7条第2項の耐震改修工事の補助事業対象経費が20万円以上200万円未満の場合は20万円

(3) 第7条第2項の耐震改修工事の補助事業対象経費が200万円以上300万円未満の場合は、当該経費の10パーセント

(4) 第7条第2項の耐震改修工事の補助事業対象経費が300万円以上場合は30万円

4 耐震性を満たさない住宅の解体工事に係る補助金額は次に掲げるものとする。

(1) 第7条第2項の解体工事の補助事業対象経費が150万円未満の場合は当該経費の10パーセント

(2) 補助金額が15万円を超える場合は15万円

5 登録住宅建替支援事業に係る補助金額は、次に掲げるものとする。

(1) 第8条第2項の建替工事の補助事業対象経費の10パーセント

(2) 補助金額が20万円を超える場合は20万円

6 住宅建替支援事業に係る補助金額は次に掲げるものとする。

(1) 第9条第2項の解体工事の補助事業対象経費の10パーセント

(2) 補助金額が10万円を超える場合は10万円

7 中古住宅の円滑な流通支援事業に係る補助額は、中古住宅の売買契約を締結した場合東神楽町商工会商品券を、売主に5万円分、買主に15万円分贈呈するものとする。

8 第1項から第6項に定める補助金額のほか、次の各号の要件を満たす場合、当該各号

に定める金額を補助金額に加算する。

- (1) 子育て世帯の場合 10万円
- (2) きた住まいるメンバーが設計または、工事を施工した場合 10万円

9 第4項に定める補助金額のほか、新築住宅をきた住まいるサポートシステムに登録した場合、10万円を補助金額に加算する。

10 第1項から第6項までの補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申し込み)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、着手前に未来につなげる「住まいの輪」促進事業補助金申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 省エネルギー化工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。

- (1) 省エネルギー化工事計画書(別記第2号様式)
- (2) 位置図、配置図、平面図、立面図等(工事内容の詳細が把握できるもの)
- (3) 省エネルギー化工事費見積書(補助対象経費がわかるもの)
- (4) 外観写真2面以上(既存住宅)
- (5) 断熱等性能等級3以上であることがわかる計算書
- (6) 耐震性能等級1以上を示す資料(建築基準法第6条1項に規定する建築確認済証の写し)
- (7) 誓約書
- (8) 第11条第8項第1号の補助金額の加算を受ける場合は入居者一覧表(別記第8号様式)
- (9) 第11条第8号第2号補助金額の加算を受ける場合はきた住まいるメンバー登録証の写し
- (10) その他必要なもの

3 バリアフリー化工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。

- (1) バリアフリー化工事計画書(別記第3号様式)
- (2) 位置図、配置図、平面図、立面図、詳細図等(工事内容の詳細が把握できるもの)
- (3) バリアフリー化工事費見積書(補助対象経費がわかるもの)
- (4) 該当する箇所の写真
- (5) 誓約書
- (6) 第11条第8項第1号の補助金額の加算を受ける場合は、入居者一覧表(別記第8号様式)
- (7) 第11条第8項第2号の補助金額の加算を受ける場合は、きた住まいるメンバー登録証の写し

- (8) その他必要なもの
- 4 耐震改修工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 耐震改修計画書（補強）（別記第4号様式）
 - (2) 耐震診断報告書の写し
 - (3) 位置図、配置図、平面図、立面図等（工事内容の詳細が把握できるもの）
 - (4) 補強後の想定耐震診断報告書
 - (5) 耐震改修工事費見積書（補助対象経費がわかるもの）
 - (6) 外観写真2面以上（耐震性を満たさない住宅のもの）
 - (7) 誓約書
 - (8) その他必要なもの
- 5 耐震性を満たさない住宅の解体工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 耐震改修計画書（解体）（別記第5号様式）
 - (2) 耐震診断報告書の写し
 - (3) 位置図
 - (4) 外観写真2面以上（耐震性を満たさない住宅のもの）
 - (5) 建築基準法第6条第1項に規定する建築確認済証の写し（新築住宅のもの）
 - (6) 新築に係る工事請負契約書
 - (7) 第11条第8項第1号の補助額の加算を受ける場合は入居者一覧表（別記第8号様式）
 - (8) 第11条第8号第2号補助額の加算を受ける場合はきた住まいるメンバー登録証の写し
 - (9) 誓約書
 - (10) その他必要なもの
- 6 登録住宅建替支援事業に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 登録住宅建替計画書（別記第6号様式）
 - (2) 外観写真2面以上（耐震性を満たしていない住宅のもの）
 - (3) 建築基準法第6条第1項に規定する建築確認済証の写し（新築住宅のもの）
 - (4) 新築に係る工事請負契約書
 - (5) 第11条第8項第1号の補助額の加算を受ける場合は入居者一覧表（別記第8号様式）
 - (6) 第11条第8号第2号補助額の加算を受ける場合はきた住まいるメンバー登録証の写し
 - (7) 誓約書
 - (8) その他必要なもの
- 7 住宅建替支援事業に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 住宅建替計画書（別記第7号様式）

- (2) 外観写真2面以上（耐震性を満たしていない住宅のもの）
 - (3) 建築基準法第6条第1項に規定する建築確認済証の写し（新築住宅のもの）
 - (4) 新築に係る工事請負契約書
 - (5) 第11条第8項第1号の補助額の加算を受ける場合は入居者一覧表（別記第8号様式）
 - (6) 第11条第8号第2号補助額の加算を受ける場合はきた住まいのメンバー登録証の写し
 - (7) 誓約書
 - (8) その他必要なもの
- 8 中古住宅の円滑な流通支援に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
- (1) 登記事項証明書（売主が確認できるもの）
 - (2) 外観写真2面以上（中古住宅のもの）
 - (3) 誓約書
 - (4) その他必要なもの
- 9 町長は、第1項から第8項の申込書を受理した時は、その内容を審査し、その結果を未来につなげる「住まいの輪」促進事業審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。別記第9号様式）により申込者に通知する。
- 10 町長は、第1項から第8項の申込みを受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申込者はこの現地調査等に協力しなければならない。
- （申込み内容の変更・取消）
- 第13条 申込み内容に次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、未来につなげる「住まいの輪」促進事業補助金申込（変更・取消）届（別記第10号様式）を町長に提出しなければならない。
- (1) 施工業者の変更
 - (2) 補助金額の変更
 - (3) 工事（売買）の中止
- 2 町長は第1項の届出を受理したときは、その内容を審査し、その結果を未来につなげる「住まいの輪」促進事業内容変更承諾書（別記第11号様式）により申込者に通知する。
- （補助金の交付申請）
- 第14条 第12条の規定による申込みを行い補助対象として適当であることの通知を受けた申込者で、工事を完了したもの又は売買契約を締結したものは、補助金の交付申請を行うことができる。
- 2 前項の規定による申請は、未来につなげる「住まいの輪」促進事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。別記第12号様式）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 3 省エネルギー化工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 竣工図（工事内容が確認できるもの）
 - (2) 施工状況写真（工事内容が確認できるもの）
 - (3) 完成写真
 - (4) 工事請負契約書の写し
 - (5) その他必要なもの
- 4 バリアフリー化工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 完成写真
 - (2) 工事請負契約書の写し
 - (3) その他必要なもの
- 5 耐震改修工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 改修工事後の耐震診断報告書
 - (2) 竣工図（工事内容が確認できるもの）
 - (3) 施工状況写真（工事内容が確認できるもの）
 - (4) 完成写真
 - (5) 工事請負契約書の写し
 - (6) その他必要なもの
- 6 耐震性を満たさない住宅の解体工事に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 建築基準法第7条第5項の完了検査済証の写し（新築住宅の場合のみ）
 - (2) 完成写真（整地後及び新築住宅の建設が確認できるもの）
 - (3) 解体工事請負契約書の写し
 - (4) 産業廃棄物管理表の写し
 - (5) その他必要なもの
- 7 登録住宅建替支援事業及び住宅建替支援事業に係る関係書類は次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 建築基準法第7条第5項の完了検査済証の写し（新築住宅の場合のみ）
 - (2) 完成写真（整地後及び新築住宅の建設が確認できるもの）
 - (3) 解体工事請負契約書の写し
 - (4) 産業廃棄物管理表の写し
 - (5) 登録住宅建替支援事業の場合きた住まいるサポートシステム登録証写し
 - (6) その他必要なもの
- 8 中古住宅の円滑な流通支援に係る関係書類は、次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 売買契約書の写し
 - (2) 登記事項証明書（買主が確認できるもの）
 - (3) 住民票写し（買主の場合のみ）
 - (4) その他必要なもの

(補助金の交付決定及び交付)

第15条 町長は前条の規定による申請書及び関係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査したうえで、補助金の交付を決定する。

また、未来につなげる「住まいの輪」促進事業補助金交付決定通知書(別記第13号様式)により申請者に通知し補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の内容又はこれに付された条件、規則、交付要綱もしくは、これに基づく町の処分に違反したときは、町長は補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部もしくは全部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第17条 この事業に関する書類は、事業完了後10年間保存するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は 平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は 平成30年3月6日から施行する。